

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ジブチ	南部地方給水計画のための贈与に関する日本政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	南部地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	489,000千円 H26.8.31まで	H23.3.28 ジブチで (同日)	日本側 新美潤在ジブチ大使館大使 ジブチ側 ヲハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣	H23.4.7 142号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。